

セット共済の全員加入にむけて取り組みます。具体的には、以下の点を中心に、福祉対策部運営委員会をはじめとする各級機関の対策会議を開催し、さらに充実した取り組みを進めることとします。

(1) 交運共済の取り組み

① 2017年度の振り返りと今後の取り組み(省略)

② 総合共済の次期制度改定に向けて

総合共済の制度改定について、総代会方針に基づき、2019年4月実施を目的に検討を進めています。総合共済は、交運共済の基幹共済であり、最も多くの組合員が加入している制度です。助け合い制度の基本であり、いわゆる「慶弔見舞」の共済として、お祝い事や不幸なことに際してお見舞の給付金を支払っています。生協法改正により、共済においても保険数理の考え方が導入されており、収支相等の原理によって、組合員から集めた掛金の範囲で、適正に運用するため、掛金のうち、約70%を純掛金(給付金支払いに充てる部分)、残り約30%を大災害の非常時の積み立て(準備金)と事務費(事業運営を行うための費用や加盟組合にお支払いする事務手数料等)に充てています。

現在、行政認可の事業規約上、付加掛金率(事務費のための原資の率)は、「1型契約」は、約33%を確保していますが、「2型契約」では、13%程度しかとれていない状況となっています。結果「1型・2型契約」全体で約30%の確保を行うことができていますが、不足分を「1型契約」で賄っているのが現状です。

そのため、「1型・2型制度」それぞれで、概ね、30%程度を確保するよう制度設計する必要があります。また、今後5年度間の見直しでは、契約の減少、年齢の偏差により給付のバランスが崩れ、純掛金の比率が上がり、行政指導にある健全性・契約者保護の安心な目安である、付加掛金30%の確保が困難になります。

そのため、将来の予測を視野に入れ、事業収支上、給付支出の均衡を保つために、給付の一部見直し、付加掛金の確保が必要な状況となっています。

●見直し内容(案)

《死亡給付》

・本人死亡・配偶者死亡給付について、現行の給付水準維持に向け検討する。

・2型の本人・配偶者死亡については、年齢別の給付金額を検討する。

《住宅災害給付》

・現行の給付水準を見直し、給付金額を下げる方向で検討する。

《生存給付》

・小学校入学給付の他に、中学校入学給付の新設を検討する。

《傷病・障害給付》

・現行の見舞金(連続入院7日1万円)を共済金

とし、本人傷病給付に組み込む。

・3年以上連続して本人傷病給付となった場合の4単位目の5万円を廃止する。

・配偶者傷病は、給付水準を見直し、本人傷病の半額を基本とする。配偶者特例は廃止する。

・障害は給付水準を見直し、現行の半額とする。配偶者障害の新設を検討する。

《退職等給付》

・退職福祉充当金は、現行と同様の扱いとする。

《永年・寿給付》

・永年給付は、総合共済加入10年で給付する種目を、あらたに新設する。

・寿給付は、65歳で給付する種目を新たに新設する。また、現行の70歳(契約満了時)での支払いを年齢延長に伴い75歳に変更する。2型にも新設を検討する。

(2) 家族支援共済の取り組み

① 2017年度の振り返りと今後の取り組み

「家族支援共済」をゆるぎない制度とするため、新入組合員全員加入はもちろん、5,000名弱の若年層の未加入組合員の加入促進にも重点をおき、新規加入目標を大きく上回る950名が加入し、加入率88.3%、22,872名の加入となりました。

今後も「万一の事態に備え、不幸な組合員、家族をつくらない」との家族支援共済の主目的を踏まえ、相互扶助の理念に基づき、新入組合員に加えてJR入社後の未加入組合員も重点に置き、地本・総支部と連携を強化して新年度も引き続き加入拡大に取り組んでいきます。

特に家族支援共済は発足20年をむかえ、JR入社で発足以前から採用されている年齢層の加入率が低いことと、シニア社員の継続加入に向けた取組みを重点的に進めることとします。

また明治安田生命の統計によると、自殺による死亡の割合が上位にあることから、セーフティネットの充実をもとより、労働組合として、世話役活動の充実を図り、不幸な組合員を作らない取り組みが求められています。

② 給付の状況(省略)

③ ご遺族に対するガイダンスの充実・強化

ご遺族に対し、機関役員と明治安田生命の担当者が一体となって「ご遺族ガイダンス」を行っています。その際にいただくアンケート等によるご意見を反映し、遺族ガイダンスの充実・強化を図ります。

③ JR私傷病共済への取り組み

2017年度(2017年8月1日～2018年7月31日)の加入者は、12月31日現在4,663人で、昨年より80名減少しました。新規加入者については、各級機関の精力的な取り組みを展開していただいた結果、昨年より11人増の189名の加入実績となりました。

新年度は、既に6か月が経過しましたが、昨年度より

新制度がスタートしたことを踏まえ、引き続き制度安定に向け加入促進強化に取り組むこととします。

(4) ライフプランセミナーの開催について

組合員福祉の充実と世話役活動の強化は、労働組合の非常に重要な役割です。ライフプランセミナーについては、参加組合員の感想も非常に好評であり、相談要望もあることから、引き続き(FPコンサルティングと顧問契約を締結し、組合員を対象としたライフプランセミナー)の開催やマネー相談を行ってまいります。そして、今年度は新たに「確定拠出年金資産運用セミナー」講座を設定しました。今年6月から導入されるJR西日本の確定拠出年金加入者の拡大に向けて、この講座を積極的に活用

し、組合員を対象としたライフプランセミナーを今後、各地本・総支部主催で開催していくこととします。さらに、ろうきんによる確定拠出年金の導入に向けた無料のセミナーもあり、各地での積極的なろうきんの活用を要請します。

また、契約内容のもう一つの柱としてマネー相談があり、JR西労組組合員であれば、無料で、JR西労組組合員の福利厚生制度を理解した相談員によりマネー相談が受けられます。相談数も少ないことから、ホームページ等を活用し周知に努めていくこととします。

(5) その他(省略)

10 国際連帯活動の取り組み(省略)

11 財政の確立に向けて

1 大会方針に基づく予算執行(省略)

たつては、会社の給与システムを改修する必要となります。しかし、現行でも10名にも満たない人数であることと、数百万円の改修費用が必要となることから、組合費についてはシニア層と同様にすることとしますが、毎月の組合費徴収についてはこれまで通りといたうえで、出向者還元金と同様の処理により、毎年一定の時期にその差額を返還する形にしたいと考えています。

2 本部財政と地方財政の整合と適正化について(省略)

3 シニア専門組合員の組合費の設定について

シニア・シニアリーダー組合員の賃金が時給制から月給制に変更された8月次において、労組控除処理が一部できなかったことと、「シニア専門組合員」の存在が明らかになりました。このシニア専門組合員の組合費については、これまで明確にしていなかったため、社員の55歳以降の基準で計算され、組合費(上限5,500円)を徴収していました。今後は、シニア・シニアリーダー組合員と同様に正規の算出方(基本給×19/1000+800円)とし、上限を2,500円とします。この見直しにあ

4 中長期的な展望について

中央本部は、中長期的な組合財政のあり方についての検討が必要であると考えています。組合費の平均単価の低下やシニア組合員の増加により収入が減少傾向であり、JR西労組財政の収支見直しにあたっては、過去の組合費改定時にも実施したとおり運動の再点検、再構築を行い、支出を見直すとともに、特別会計のあり方を含めた財政の中長期シミュレーションを今後実施し、組織財政検討委員会に諮ることとします。

12 当面の組織運営について

1. 各地方本部・総支部は、「当面する活動方針」を各級機関、全組合員に徹底を図ることとします。
2. 必要により、地本代表者会議を開催し、組織の意思統一を図ります。
3. 第30回定期中央本部大会の開催は、7月11日(水)～13日(金)の3日間、本社総支部の準備のもと、大阪市内で開催します。

最新のJR西労組情報をチェックしよう!



QRコードでダイレクトニュースを登録して下さい

労働協約改訂交渉や春闘等のJR西労組運動の情報を文字ニュースとして配信します。

JR西労組ホームページ <http://www.jrw-union.gr.jp>

※wjr.comをドメイン指定して下さい。